

## 簡易な収入(所得)見込額の申立書 【家計急変者】

新発田市妊婦初産科受診費用助成申請

- 「新発田市妊婦初産科受診費用助成申請書」と一緒にご提出ください。
- 下記の【要件1】または【要件2】を満たす場合に対象となります。  
 【要件1】収入見込額を算定し、「非課税世帯と同等の所得水準にあたる」に該当する。  
 【要件2】所得見込額を算定し、「非課税世帯と同等の所得水準にあたる」に該当する。

**① 下記にチェック(☑)してください。**

私の世帯は、予期せず家計が急変し、住民税非課税世帯となる水準相当に収入が減少しました。

**②申請者(妊婦)及び同一世帯の方について記入してください。**

	(フリガナ) 氏名	左欄の者が扶養する者の数 ①	障害者控除等の適用 ②	収入の減少のあった年月 ③	任意の1か月の収入④			年間収入見込額 D×12 ⑤	非課税相当収入限度額 ⑥
					給与収入 【A】	事業収入又は 不動産収入 【B】	年金収入 【C】		
1		人	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年 月	収入合計額 A+B+C=【D】			円	円
					円	円	円	円	円
2		人	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年 月	収入合計額 A+B+C=【D】			円	円
					円	円	円	円	円
3		人	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年 月	収入合計額 A+B+C=【D】			円	円
					円	円	円	円	円
4		人	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年 月	収入合計額 A+B+C=【D】			円	円
					円	円	円	円	円
5		人	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年 月	収入合計額 A+B+C=【D】			円	円
					円	円	円	円	円

(記入上の注意)

- ① 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入して下さい。(扶養控除等申告書で届け出ている人数)
- ② 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。
- ③ 「収入の減少のあった年月」欄には、申請が1月～5月の場合は前年の1月以降の任意の1か月、申請が6月～12月の場合はその年の1月以降の任意の1か月を記入してください。
- ④ 「任意の1か月の収入」欄には、③で記入した年月の1か月の収入を記入してください。

給与収入	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は 不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※年金収入がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

※給与収入、事業収入又は不動産収入、年金収入いずれの場合も、所得税が課されないものは、これらの収入として計上する必要はありません。

- ⑤ 「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。
- ⑥ 「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。  
(早見表)

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	930,000円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	1,378,000円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	1,680,000円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	2,097,000円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	2,497,000円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

～ 所得により申請する場合は、引き続き、裏面を記入してください ～

**③年間所得により申し立てる場合、申請者（妊婦）及び同一世帯の方について記入してください。**

	(フリガナ) 氏名	【収入】 年間収入 見込額 ⑤	【控除】			【所得見込】 年間所得 見込額 ⑩	【非課税相当額】 非課税所得 限度額 ⑪
			給与所得 控除額 ⑦	事業収入 等の経費 ⑧	公的年金等 控除 ⑨		
1		円	円	円	円	円	
2		円	円	円	円	円	
3		円	円	円	円	円	
4		円	円	円	円	円	
5		円	円	円	円	円	

(記入上の注意)

⑤「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額（⑤欄）の額を転記して下さい。

⑦「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- ① A×12の額（給与収入分）が162.5万円以下 → 55万円
- ② A×12の額（給与収入分）が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40%－10万円
- ③ A×12の額（給与収入分）が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%＋8万円
- ④ A×12の額（給与収入分）が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%＋44万円

⑧「事業収入等の経費」

- ①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください
- ②帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑨「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
  - : 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
  - : 60万円超130万円未満 → 60万円
  - : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
  - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円
- (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
  - : 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額
  - : 110万円超330万円未満 → 110万円
  - : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
  - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円

⑩「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

⑩年間所得見込額 = ⑤年間収入見込額 - ( ⑦給与所得控除額 + ⑧事業収入等の経費 + ⑨公的年金等控除 )

⑪「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。

※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者（所得金額48万円以下の者）」「扶養親族（16歳未満の者も含む）」の合計人数です。

(早見表)

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	380,000円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	828,000円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	1,108,000円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	1,388,000円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	1,668,000円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	1,350,000円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

《確認事項》（各項目のチェック欄（□）に『✓』を入れて頂き、氏名をご記入ください。）

- 要件に該当します。  収入額が分かる書類（給与明細書や年金額改定通知書等）を提出しています。  
(注) 収入が0円の場合は、別途、自身の収入の状況等の詳細について記載した申立書の提出を求める場合があります。
- 控除額が分かる書類（帳簿等）を提出しています。（前ページの【B】欄に記入した場合のみ）
- 助成金の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村等が必要な住民基本台帳情報や税情報、公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 本申立の内容に相違ありません。

年 月 日

申請者氏名